

目次

前文

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 産官学民の責務及び役割(第五条—第十二条)
- 第三章 予防対策(第十三条—第二十三条)
- 第四章 応急対策(第二十四条・第二十五条)
- 第五章 復興対策(第二十六条—第二十八条)
- 第六章 雜則(第二十九条—第三十一条)

附則

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災では、巨大な地震や津波によって広い地域で甚大な被害が発生し、多くの人命が失われました。西日本においても、近い将来、同じ海溝型の地震である東南海・南海地震が必ず発生するといわれ、また、平成七年の阪神・淡路大震災以降、いわゆる直下型地震が頻発している状況があり、いかなる地域においても地震は発生する可能性があるといわれています。

本市では、昭和十七年の周防灘台風や平成十一年の台風十八号により、甚大な高潮被害が記録され、また、集中豪雨による浸水被害等も頻繁に発生しています。

これらの大規模な自然災害に対しては、ハード面を整備することで災害を防ぐ「防災」のみならず、災害による被害を軽減する「減災」に向けた取組が重要視されています。

また、大規模な災害は一度に多数の被害をもたらすため、公的機関による「公助」には限界があり、自らのことは自らが守るという「自助」やお互いに助け合う「共助」がいかに大切であるかということが改めて教訓として見直されています。

本市においては、先人たちが基本理念としてきた「みんなが心をひとつにして、共に栄えていこう」の意味を持つ「共存同榮・協同一致」という宇部の精神と「産官学民」の連携による「宇部方式」と呼ばれる公害を克服してきた協働の歴史があり、東日本大震災が発生した際には、「東日本大震災復興支援宇部市民協働会議」を設立し、市民、市議会、企業、自治会、各種団体、NPO、ボランティア、大学に行政を加えた多くの力を結集して復興支援活動に取り組んできました。

この活動を本市の防災や減災に向けたまちづくりにつなげる契機として、今後にいかしていかなければなりませんと考えます。

一方、市内の全ての地域では自主防災組織が結成されており、これからは、市民一人ひとりへの防災意識の啓発や防災及び減災行動を身につける取組並びに避難行動要支援者に配慮したきめ細やかな対応がさらに必要となります。

また、事業者等においては、災害時に、その社会的責任から周辺住民の安全確保や事業継続による地域経済の復興等が期待されています。

これらのことから、地域において災害の経験や教訓を次世代に継承し、平常時から防災や減災について学び、準備し、そして、いざというときには防災及び減災行動をとることができるような文化的風土を作っていくことが大切です。

この「防災文化」が地域に定着することによって、全ての人が安心して安全に暮らすことができる災害に強い宇部のまちを目指し、この条例を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。)に定めるもののほか、防災及び減災に関する基本理念及び産官学民の責務と役割を明らかにするとともに、災害に対する予防対策、応急対策及び復興対策に関し基本的事項を定めることにより、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災に関する活動(以下「防災及び減災活動」という。)の促進を図り、もって安心して安全に暮らすことができる災害に強い宇部のまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 法第二条第一号に規定する災害をいう。
- 二 防災 法第二条第二号に規定する防災をいう。
- 三 減災 大規模な災害は避けることが難しく、被害を完全に抑えることが非常に困難であり、災害に対する備えとして被害を可能な限り軽減することを目指す考え方及びそのための取組をいう。
- 四 市民 市内に住所を有する者又は居住する者をいう。
- 五 避難行動要支援者 法第四十九条の十第一項に規定する避難行動要支援者をいう。
- 六 自主防災組織 法第五条第二項に規定する自主防災組織をいう。

七 市民活動団体 共通の目的を持つ個人が自発的に集まり活動する団体をいう。

八 教育機関 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。

九 事業者等 本市において事業を行う個人又は法人及び病院、社会福祉施設(保育所等を含む。)等の管理者をいう。

十 防災関係機関 宇部市地域防災計画(法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画で本市が作成した計画をいう。以下同じ。)で定める県、警察、消防機関、法第二条第四号に規定する指定地方行政機関、自衛隊、法第二条第五号に規定する指定公共機関、法第二条第六号に規定する指定地方公共機関及び公共的団体をいう。

十一 産官学民 市民、自主防災組織、市民活動団体、教育機関、事業者等、防災関係機関及び市を総称したものをいう。

(平二六条例八・一部改正)

(基本理念)

第三条 産官学民は、災害に強い安心で安全なまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

一 先人が基本理念としてきた共存同榮・協同一致という宇部の精神及び協働の歴史を尊重し、産官学民の連携に努めること。

二 大規模な災害時における公助の限界を踏まえ、市及び防災関係機関による公助のみならず、自らのことは自らが守るという自助及び身近な地域において互いに助け合う共助を基本とし、その実践及び推進に努めるとともに、避難行動要支援者への配慮に努めること。

三 地域において災害の経験及び教訓を次世代に継承し、平常時から防災及び減災について学び、及び準備し、災害時に防災及び減災行動をとることができる防災文化を地域に定着させるよう努めること。

(平二六条例八・一部改正)

(地域防災計画への反映)

第四条 法第十六条第一項の規定により設置された宇部市防災会議は、前条に規定する基本理念を宇部市地域防災計画に反映させなければならない。

第二章 産官学民の責務及び役割

(市の責務)

第五条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、法令及びこの条例の規定並びに宇部市地域防災計画に基づき、防災及び減災に関する施策に取り組まなければならない。

(防災関係機関の役割)

第六条 防災関係機関は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、法令及びこの条例の規定並びに宇部市地域防災計画に基づき、防災及び減災に関するそれぞれの責務を果たすことにより、災害に強い安心で安全なまちづくりの推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第七条 市民は、防災及び減災に関する知識及び技術を習得するよう努めるとともに、自ら及び家族が被災しないよう平常時から備えるものとする。

2 市民は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したとき又は災害が発生したときは、市又は防災関係機関に通報するものとする。

3 市民は、地域社会の一員として、自主防災組織が行う防災及び減災活動に積極的に参加するとともに、産官学民が各自で又は相互に連携して行う取組に参加するよう努めるものとする。

(自主防災組織の役割)

第八条 自主防災組織は、組織力及び地域内のネットワークを活用し、地域における防災及び減災活動に取り組むものとする。

2 自主防災組織は、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に積極的に参加するものとする。

(市民活動団体及びボランティアの役割)

第九条 市民活動団体及びボランティアは、組織力及びネットワークを活用し、自らの活動の中で防災及び減災活動に取り組むよう努めるとともに、行政の活動を補完する活動に努めるものとする。

2 市民活動団体及びボランティアは、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に積極的に参加するものとする。

(事業者等の役割)

第十条 事業者等は、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、事業活動を行うに当たっては、従業員及び事業所に来所する者並びに事業所の周辺地域に居住する市民の安全の確保に努めるものとする。

2 事業者等は、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第十一條 教育機関は、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、幼児、児童、生徒又は学生(以下「児童等」という。)が災害時において自らの安全を確保するために適切に対応できるよう、それぞれの発達段階に応じた防災及び減災に関する教育の実施に努めるものとする。

- 2 教育機関は、その所属する教職員及び児童等に対し、地域における防災及び減災活動への積極的な参加を促すとともに、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に協力するよう努めるものとする。
- 3 大学、大学院、短期大学、高等専門学校その他の高等教育機関は、その教育的立場及び専門的見地から災害に強い安心で安全なまちづくりに向けての調査、研究及びこれらの成果を地域における防災及び減災活動に活用し、普及することができるよう努めるものとする。

第三章 予防対策

(情報の伝達及び収集の体制)

第十二条 市は、災害の発生に備え、あらかじめ防災及び災害に関する情報の伝達及び収集の体制を整備しなければならない。

- 2 自主防災組織は、災害の発生に備え、あらかじめ地域内における防災及び災害に関する情報の伝達及び収集の体制を整備するものとする。
- 3 市民は、災害の発生に備え、あらかじめ気象情報及び防災情報の内容及び入手経路、避難場所、異常発生時の通報先その他必要な事項を把握しておくよう努めるものとする。

(防災及び減災に関する啓発及び訓練)

第十三条 市は、災害時において市民が的確な判断に基づき行動することができるよう、防災関係機関その他関係団体と連携し、防災及び減災に関する啓発及び訓練に積極的かつ継続的に取り組まなければならない。

- 2 市は、地域における防災及び減災活動を促進するため、自主防災組織及び事業所等において中心的な役割を担う防災士を育成するものとする。
- 3 市民、自主防災組織、市民活動団体及び事業者等は、前二項に規定する市の取組に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(避難所の整備等)

第十四条 市は、災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、自主防災組織、教育機関及び事業者等と連携し、あらかじめ避難所の運営に係る協力体制を整備するとともに、福祉避難所の拡充及びその運営に係る協力体制の整備に努めるものとする。

- 2 市、自主防災組織、教育機関及び事業者等は、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、避難行動要支援者に配慮するものとする。
- 3 市は、防災関係機関その他関係団体と連携し、避難所で必要となる物資の確保及び備蓄を行うものとする。
- 4 教育機関及び事業者等は、災害時にその管理する施設のうち避難所に指定されていない施設について、災害の規模その他の状況により当該施設を臨時的な避難所として開設する必要があるときは、市及び自主防災組織と連携し、当該施設を避難所として開設するよう努めるものとする。
- 5 教育機関及び事業者等は、児童等、従業員その他の関係者が帰宅困難者(勤務先、外出先等において、災害時に交通機関の停止、道路の寸断等により帰宅することが困難な者をいう。)となるときに備え、市及び防災関係機関と連携し、必要な物資の確保及び備蓄を行うよう努めるものとする。

(平二六条例八・一部改正)

(避難行動要支援者への支援)

第十五条 市は、避難行動要支援者への情報提供及び避難支援が円滑に行われるよう、自主防災組織、事業者等その他関係団体と連携し、援護体制を整備しなければならない。

- 2 市は、避難行動要支援者の支援を的確に行うため、必要に応じ、その保有する避難行動要支援者に係る個人情報を自主防災組織又は事業者等に提供することができるものとする。
- 3 自主防災組織及び事業者等は、前項に規定する個人情報の取扱いに十分配慮しなければならない。

(平二六条例八・一部改正)

(受援力の向上)

第十六条 市は、本市で大規模な災害が発生した場合において、緊急消防援助隊、自衛隊、他の地方公共団体の職員、ボランティアその他の支援者を迅速に受け入れるとともに、これらの者が円滑に活動することができるよう、あらかじめ防災関係機関その他関係団体と連携し、受入体制を整備するものとする。

- 2 自主防災組織は、本市で大規模な災害が発生した場合において、地域外からのボランティアを迅速に受け入れるとともに、多様なボランティア活動を円滑に行うことができるよう、あらかじめ防災関係機関その他関係団体と連携し、受入体制の整備に努めるものとする。

(ボランティアへの支援)

第十七条 市は、大規模な災害が発生した場合において、ボランティアが被災地の復旧及び復興並びに被災者の生活再建の支援を円滑に行うことができるよう、活動拠点の提供その他の支援について、あらかじめ防災関係機関その他関係団体と調整するものとする。

- 2 市は、防災関係機関その他関係団体と連携し、ボランティアの育成に努めるものとする。

(耐震性の確保)

第十八条 産官学民は、地震による被害の拡大を防ぐため、建築物の耐震性を確保するよう努めるものとする。

2 市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物に係る耐震性の状況の把握に努めるとともに、同法第十五条第一項の規定による指導及び助言並びに同条第二項の規定による指示を行うものとする。この場合において、同項の指示を受けた者が正当な理由がなくその指示に従わなかつたときは、同条第三項の規定により、その旨を公表するものとする。

(平二六条例八・一部改正)

(事業継続計画)

第十九条 市は、災害が発生した場合における市民の生活の安定を図るために、事業継続計画(災害時に優先されるべき事業の継続及び通常業務の早期復旧を図るために、行政及び事業者等が必要な手段、体制等を事前に定めた計画をいう。以下同じ。)を策定するとともに、必要に応じ、その検証を行うものとする。

2 事業者等は、その事業の継続が地域社会及び市民生活の復旧及び復興に大きく寄与することを自覚するとともに、事業継続計画を策定し、及びその検証を行うよう努めるものとする。

(他の地方公共団体等との防災協定)

第二十条 市は、大規模な災害が発生した場合において、他の地方公共団体、公共的団体又は事業者等に対し迅速かつ的確に協力を要請し、又は支援するため、あらかじめ当該他の地方公共団体、公共的団体又は事業者等と防災協定を締結するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 市は、この条例に基づく防災及び減災に関する事業を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置及びこれにより実施した事業の実績は、公表するものとする。

(市民の努めるべき事項)

第二十二条 市民は、自ら及び家族の生命、身体及び財産を災害から守るため、次に掲げる事項について備え、又は実施するよう努めるものとする。

- 一 地域の地形及び災害危険区域等の特性の把握
- 二 連絡網及び防災情報の入手先等の確認
- 三 浸水又は土砂災害に対する住宅等の安全性の確保
- 四 建築物等の耐震性の確保並びに家具及び家財の転倒及び落下の防止
- 五 住宅用火災警報器の設置
- 六 出火防止及び初期消火に必要な用具の準備
- 七 飲料水、食料その他生活必需品の備蓄
- 八 避難持出品の準備並びに避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- 九 防災訓練及び研修への参加

(自主防災組織の努めるべき事項)

第二十三条 自主防災組織は、自らの地域を守るため、次に掲げる事項について備え、又は実施するよう努めるものとする。

- 一 地域の地形及び災害危険区域等の特性の把握
- 二 役割分担及び連絡網その他の組織体制の整備
- 三 耐震、防火、自助、共助その他の防災意識の啓発
- 四 防災資機材の整備
- 五 避難所の運営協力体制の整備
- 六 防災訓練及び研修の実施

第四章 応急対策

(市の措置)

第二十四条 市は、災害時において避難及び救援に関する活動を円滑に行うため、防災関係機関その他関係団体と連携し、次に掲げる事項に取り組まなければならない。

- 一 防災情報及び被害情報の収集
- 二 避難指示及び情報の伝達
- 三 避難所の開設
- 四 被災者の救助及び救護措置
- 五 消防、水防その他の応急措置
- 六 防災関係機関への被害情報その他の状況の報告
- 七 公共施設の応急復旧

(令三条例二七・一部改正)

(災害時の応急対応)

第二十五条 市民、自主防災組織、市民活動団体、ボランティア及び事業者等は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、相互に連携し、補完し合い、次に掲げる事項のうち自らが必要な活動に取り組むものとする。

- 一 情報の収集及び伝達

- 二 出火防止及び初期消火活動
- 三 負傷者の救出、救護及び搬送
- 四 避難行動要支援者への支援
- 五 避難者の避難誘導
- 六 避難所の運営協力
- 七 給食及び給水活動

(平二六条例八・一部改正)

第五章 復興対策

(市の復興対策)

第二十六条 市は、災害により市内に甚大な被害が発生したときは、防災関係機関その他関係団体と連携し、速やかに市民生活の再建及び安定並びに被災した地域の復興に取り組まなければならない。

(復興体制の確立等)

第二十七条 市は、災害により市内に甚大な被害が発生したときは、計画的に復興を進めるため、災害対策本部を中心とする復興体制を確立するとともに、復興計画を策定するものとする。

2 市は、前項の復興計画を策定するに当たっては、市民、事業者等、学識経験者及び防災関係機関の意見を聞くとともに、その意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者等の復興対策)

第二十八条 市民及び事業者等は、災害により市内に甚大な被害が発生したときは、防災関係機関その他関係団体と連携し、速やかに被災した生活及び事業の再建並びに地域の復興に取り組むものとする。

第六章 雜則

(市職員の責務)

第二十九条 市職員は、災害時において防災業務に従事するため、自ら及び家族が被災しないよう平常時から災害に備えておくものとする。

2 市職員は、防災及び減災に関する知識及び技術を習得するよう努めるとともに、産官学民が各自で又は相互に連携して行う取組に積極的に参加するものとする。

(他の地方公共団体に対する復旧及び復興支援)

第三十条 市は、大規模な災害による被害が他の地方公共団体において発生したときは、産官学民の連携による支援体制により、当該他の地方公共団体の復旧及び復興に関する支援活動に取り組むことができるものとする。

(意見の反映)

第三十一条 市は、宇都市地域防災計画並びに防災及び減災に関する施策(以下「地域防災計画等」という。)を検証し、改善を行うため、地域防災計画等を公表し、市民から意見又は提案を求めるものとする。

2 市は、前項の意見又は提案を地域防災計画等に適切に反映させるものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年三月三十一日条例第八号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十八条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年九月三十日条例第二十七号)

この条例は、公布の日から施行する。